

# 商業高校における知的財産教育への期待

エルメスジャパン株式会社

知的財産権担当 スペシャリスト 黒川 靖子

## 1. はじめに

「知的財産権」という言葉を聞いて、どういうものかを明確に回答できる人は現在の日本においてどれくらいいるでしょうか。

「知的財産権」とは一体どのようなもので、現在の社会、生活にどのような役割を果たしているのでしょうか。

「知的財産権」は、その名の通り、一人一人の知識や思考が生み出す表現・技術に関する財産権であり、それらは実際の形としては表されないものとして「無体財産権」とも言います。知的な創作物は目に見えないため、知らず知らずにそれらの権利を侵してしまったり、無体であるが故に「権利を侵した」「財産を盗んだ」という感覚が「有体財産権」の侵害に比べ乏しくなってしまうことも事実としてあるでしょう。

しかし、これらの権利を取得するまでに、個人がどれだけの時間と労力を使い、また企業側もどれだけの援護をしているかということを知ることにより、この「知的財産権」の重要性を理解して頂けるものと思います。現在、日本の社会のみならず、グローバル化した社会の中での活動において、「知的財産権」は重要な課題となっております。各企業は各自の開発商品や、研究成果等について競って知的財産権の取得に努めており、権利の取得が財産の多くを占めている企業も少なくありません。

知的財産権に関する知識を保有しておくことは、これからの社会に貢献する上で重要な要素であり、またこうした知識の習得を通して「知らず知らずの犯罪」に対する意識を高めることができるのではないのでしょうか。

## 2. 知的財産権の犯罪の現状

ゲームソフト、DVD、CDの無断コピー、プログラム・ウェブサイト上での音楽の無断配信や写真の無断使用、コピー商品の売買取等、知的財産権に関する犯罪はごく身近で起こっているケースが多いのです。インターネットの普及に伴い、犯罪も低年齢化しております。悪いと知っていながらの犯罪ならともかく、犯罪になることを知らずに、例えばブランドコピー品をおもしろ半分インターネット上で販売してしまった場合でも、商標法違反の罪に問われ、10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金が課せられる可能性があります。

事実、インターネット上で偽物を販売していたとして警察が検挙したところ、中学生、高校生によるものであったという事例があります。

最近の知的財産権侵害事犯は、警察庁の発表によると図1のようになっています。

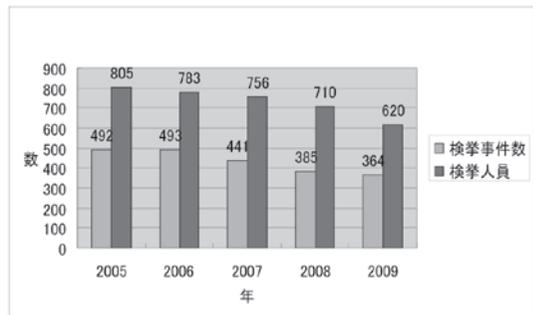


図1 知的財産権侵害事犯

また、偽物の販売形態を見てみると、次ページの図2のようになっています。図1の通り、検挙事件数と検挙人員は減少傾向にありますが、これは警察の取り締まり強化により、販売元が日本から海外へ

移行しているからと言えます。ここで注目すべきことは、図2にあるように、販売形態の50%近くがインターネットを利用したものであるということなのです。インターネットを利用することにより、誰もが気軽に知的財産権侵害品を手にとり、また犯罪を行うことも可能になってきております。

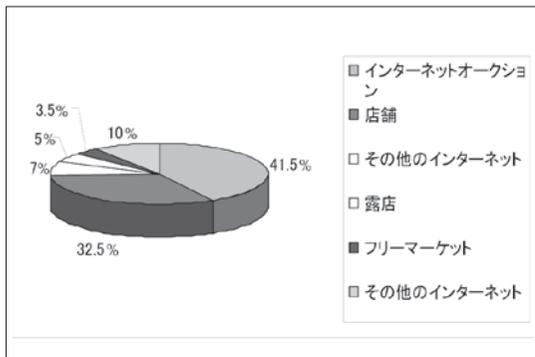


図2 偽造品の販売形態

※いずれも警察庁調べ（2010年発表）

偽物を購入することは、日本の現行法では犯罪とはなりません。偽物を販売することの多くが暴力団と密接に関係しており、これにより得た収入は麻薬や拳銃の取引に使用されることが多く、間接的ではありますが犯罪に手を貸している共犯者ともなりうるのです。知らず知らずのうちに興味本位で行ってしまったことが、結果として犯罪の手助けをしてしまったというケースが多いということも忘れていただきたくてあります。

更に、インターネット利用ということに着目してみたいと思います。インターネット利用者の多くが10代から30代と平均して若い世代です。インターネットを利用すれば、誰もが簡単に気軽に色々なものを手にすることができる時代になりました。その便利さと引き換えに、それを利用した犯罪も相次いでおります。偽物の売買についても例外ではありません。特に、前述のように日本の警察による取り締まり強化の影響で、海外から直接販売するケースが急増しております。実際に購入した人で、それが海外から直接送られてくるものとは知らずに購入してしまった人も多くいるようです。海外から直接送られてくるということは、輸入品として税関のチェックを受ける対象となります。もちろん、知的財産権侵害品の輸入は禁止されておりますので、それらは

税関で差押えられ、最終的には没収され減却されてしまうのです。

最近の税関による差し押さえ状況は以下の通りです。

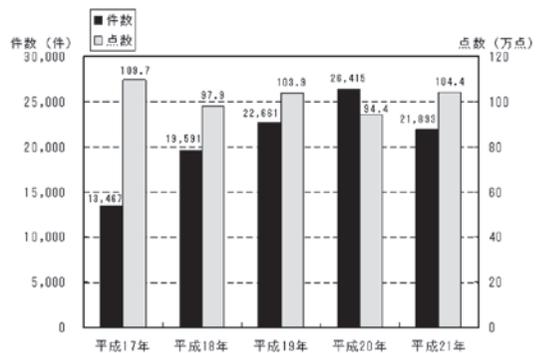


図3 税関による差し押さえ状況

※財務省関税局発表（2010年）

平成18年以降、件数がどの年も2万点近くまたはそれ以上と、17年に比べ多くなってはおりますが、点数については毎年似たような数値になっております。これは、17年頃までは、偽物を販売する業者等が1度に大量に輸入していたため、1件当たりの輸入数が多かったのに対し、18年以降はインターネットオークション等の利用が急増したため、個人が1～2点をインターネット上で購入し、1件当たりの輸入数が少なくなったためです。

ここで言えることは、個人による知的財産権侵害品の売買が、インターネットの普及に伴い急増しているということです。

個人の意識の変革により、この状況を変えていくことが可能となります。知的財産権とは何かを学び、知的財産権を侵害することが自分自身にどのような影響があるのかを理解していくことにより、現状をよい方向へ向けることが可能となります。その意味でも教育現場で高校生一人ひとりがしっかりと学んで頂くことが、今後の日本の知的財産権保護の強さにつながるものと期待しております。

### 3. 実際の教育現場

岡山県のある商業高校で授業をさせて頂いた際、私の授業の前に知的財産権の予備知識として携帯電話を題材にした内容を拝見しました。生徒達が各グループに分かれ、数日前より自分たちで考え出した新しい携帯電話を発表していました。生徒たちは皆、

おどろくほど斬新なアイデアを出し、新しいデザインを生み出し、見ている側も非常に関心を持てるものばかりでした。

授業では、生徒皆の生み出した携帯電話をもとに知的財産権を説明していくのです。



上のような図を使用し、実際に生徒たちが出したアイデアの1つ1つがすべて知的財産権に関っているものであることを教えられていたのです。知的財産権という目に見えない無体財産であるからこそ、実際に自分たちで時間をかけて考え生み出したものが知的財産権であり、それがもし勝手に利用された場合を想像し、本人たち自身が不快な思いを感じられるようにすることが何よりも知的財産権侵害の防止につながっていくと思い、私はこの授業に深い感銘を覚えました。

形で表すことのできない権利であるからこそ、実際に知的財産権を肌で感じるができることは犯罪防止にもなり、また自分たち自身の保有する無体財産権への関心となると確信しております。

私の行った授業では、1つの商品ができるまでを追っていきます。商品のデザインの決定（せっかく長い時間をかけ考案したデザインであっても、第三者に既に意匠として登録されていれば、再度考えなおさなければならないこと）、商品の製造、商品名の決定（第三者に既に使用されていないか確認し商標として登録）、販売、アフターケアと1つの商品が生まれるためには、約2～3年の時間を費やすこと、またその商品を保護していくために意匠・特許・商標等の知的財産権の登録を1商品ごとに行い莫大な費用をかけていることを理解してもらい、本物の良さを学んでもらいます。何よりも外見は一緒だから安物の偽物でいいという考えが間違っているということを感じてもらいたいということが狙いであり、また生徒の皆さんも非常によく理解してくれていると授業をやらせて頂く中で実感しております。

#### 4. 今後の期待

平成15年に、当時の小泉首相よりこれからは「ものづくり日本」として知的財産権の推進・保護を目指す「知的財産戦略本部」が設置されました。一流の技術を持つ日本で一流の製品を作り、それに付随する知的財産権の保護を世界的レベルへと強化していくことで日本企業の発展を推進していくものです。

いま、各企業も自社の技術の誇り、信頼維持等の面から知的財産権については高い関心をよせております。自社製品の保護はもちろんですが、他社の知的財産権を侵害してしまった場合には、知らなかったでは済まされない企業ダメージが待っております。

欧米に比べ、知的財産権についての個々人の関心がまだまだ不足している日本ですが、将来の日本を考えたとき、教育という最高の場で将来の日本を担う生徒たちに理解を深めさせ、関心を抱いてもらうということは重要な作業であると捉え、それに対する協力は惜しまないつもりであります。

教育の場での知的財産権の習得は、犯罪から自身の身を守り、また今後社会に出る上で大変重要なものとなることは間違いありません。今後の高校での知的財産権教育に高い関心と期待を寄せるものであります。



授業風景